

株式分割に関する基準日設定公告

2024年9月13日

株主各位

東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社
代表取締役 宮川 潤一

当社は2024年4月25日の取締役会において、2024年10月1日（火曜日）をもって、当社普通株式1株を10株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2024年9月30日（月曜日）と定めましたので、公告いたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 2024年10月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることになります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
- (2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

口座管理機関 みずほ信託銀行株式会社
連絡先 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
TEL 0120-288-324（フリーダイヤル）